

防官秘第15262号
27.10.1

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
殿

大臣官房長
(公印省略)

自衛官以外の隊員の再就職等の届出等に係る細部要領について（通知）

自衛官以外の隊員（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第5項に規定する隊員（自衛官を除く。）をいう。）の再就職等の届出等に係る細部要領について、別添のとおり定めたので通知する。

添付書類：自衛官以外の隊員の再就職等の届出等に係る細部要領

自衛官以外の隊員の再就職等の届出等に係る細部要領

1 趣旨

この細部要領は、自衛官以外の隊員の再就職等の届出等に関し、必要な事項を定めるものである。

2 定義

- (1) 在職機関の長 大臣官房長及び各局長、施設等機関の長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監、地方防衛局長をいう。
- (2) 管理職隊員 管理又は監督の地位にある隊員として、自衛隊法施行令第87条の24及び自衛隊法施行規則第65条の12に規定する隊員をいう。

3 届出（申請）の対象及び提出先

(1) 在職中の届出（申請）に関する事項

	届出（申請）内容	様式	対象	提出先
①	再就職約束時の届出 (法第65条の11第1項) (政令第87条の23) (省令第65条の11第2項)	省令別記様式第4	全隊員	速やかに(注1)、在職機関の長を経由して大臣官房長へ1部提出 (注1)原則として1週間以内
	変更届出 (省令第65条の11第3項)	省令別記様式第5		遅滞なく、在職機関の長を経由して大臣官房長へ1部提出
	失効届出 (省令第65条の11第4項)	省令別記様式第6		
②	自己求職規制の例外承認申請 (法第65条の3第2項第5号) (政令第87条の9) (共同令第1条)	共同命令別記様式第1	行(一)5級以上の隊員(相当級も含む)	在職機関の長を経由して大臣官房長へ2部(正、副)提出
③	若年定年等隊員であった者から働きかけを受けた場合の届出 (法第65条の4第10項) (政令第87条の22) (省令第65条の8第1項)	省令別記様式第3	全隊員	遅滞なく、防衛大臣(再就職等監視室気付)へ1部提出。
	一般定年等隊員であった者から働きかけを受けた場合の届出 (法第65条の4第10項) (政令第87条の22) (共同令第3条)	共同命令別記様式第3		遅滞なく、内閣府再就職等監察官へ1部提出

※上記表中、法とは自衛隊法、政令とは自衛隊法施行令、省令とは自衛隊法施行規則、共同命令とは一般定年等隊員の退職管理に関する命令を指す。

(2) 離職後の届出（申請）に関する事項

	届出（申請）内容	様式	対象	提出先
①	法第65条の11第3項に規定する独法等の役員等に就こうとする場合の届出（事前の届出） （法第65条の11第3項） （政令第87条の26） （省令第65条の13第4項）	省令別記様式第7	管理職隊員OB（離職後2年間）	再就職する前に、退職時に在職していた在職機関の長を経由して大臣官房長へ1部提出
	変更届出 （省令第65条の13第5項）	省令別記様式第8		
	失効届出 （省令第65条の13第6項）	省令別記様式第9		
	営利企業等に再就職した場合の届出（事後の届出） （法第65条の11第4項） （政令第87条の31） （省令第65条の15第2項）	省令別記様式第10		
②	働きかけ規制の例外承認申請 （法第65条の4第5項第6号） （政令第87条の20） （共同令第2条）	共同命令別記様式第2）	再就職した全隊員OB	退職時に在職していた在職機関の長を経由して大臣官房長へ2部（正、副）提出

※上記表中、法とは自衛隊法、政令とは自衛隊法施行令、省令とは自衛隊法施行規則、共同命令とは一般定年等隊員の退職管理に関する命令を指す。